

高松市交際費に係る公金支出に関する住民監査請求について、地方自治法(以下「法」という。)第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成21年11月18日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	山下稔
同	辻正雄

高松市交際費に係る公金支出に関する住民監査請求の監査結果
について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成21年9月25日

3 請求の要旨(原文)

別紙事実証明書(交際費の平成20年12月分支出内訳表写しの○印の市民政策部長御母堂の部分(注)事実証明書については省略した。)記載の通り、高松市長又は指示を受けた職員は、市民政策部長御母堂の生花代金として、平成20年12月17日に金15,750円の公金を必要もないのに違法に支出した事実が認められる。もともと、交際費は、自治体によっては濫用されることが多かったため、近時、長において交際費の全部公開をしている自治体が増えているが、本来、交際費は、大阪府の橋下知事

のように不要とする自治体もあるのであり、基本的には交際費は不要なものなのであって、交際費は、大阪府の橋下知事のように廃止すべきものである。本件公金支出は、高松市職員の公務員の親族に係る生花代金であって、何ら支出する根拠のない違法な公金支出なのである。かつて、高松市職員の親族に係る生花代金を公金から支出したことはないのである。

本件生花に係る公金支出は、必要のない公金支出を違法とする地方自治法第232条第1項、自治体は最少の経費で最大の効果を挙げる必要があるとする同法第2条第14項、自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出することはできないとする地方財政法第4条第1項の各規定に違反するものであって、地方自治法第242条第1項に規定する違法な公金支出に該当するものである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の生花に係る違法な公金支出について責任を有する者に対して、当該支出に係る損害の補填を求めるほか、「必要な措置」をとるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

2 高松市長（以下「市長」という。）に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。

第3 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求による監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の長または指示を受けた職員が、交際費から市幹部職員親族死亡に伴う葬儀用生花代金（以下「本件生花代金」という。）1万5,750円を支出したことが、違法または不当な公金の支出に該当するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、市長に対し、本件公金支出につき責任を有する者に損害を補てんさせるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定により、請求人に対して、平成21年10月26日に、証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、総務部秘書課である。

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 市における交際費の必要性

地方公共団体における交際費については、法施行規則第15条第2項によって性質別に分類された歳出予算科目の中の第10節で規定されているのみで、他に法令上の規定は一切ない。したがって、交際費の定義や運用などについては、全く法解釈に委ねられているところである。

交際費とは、広辞苑によれば、「世間のつきあいのための費用。慶弔

費や贈答品の費用など。』、「官庁や会社などで職務上の交際にかかる費用。」の意とされており、これを地方公共団体についてみると、行政実例では、「一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。」としており、市においても、その見解に基づき、地方公共団体の執行機関である市長が、市政の円滑な運営を図るため、市を代表し、外部の者との社会通念上相当と認められる範囲内の交際を行い、それに要する経費を支出することは必要であり、当然に許容されるものであると判断している。

(2) 市交際費支出に関する基準とその運用状況等

ア 市交際費支出に関する基準の内容

市は、交際費の支出について、平成19年5月に現市長が就任後、その支出範囲、金額等の見直しを図り、新たに設けた内部執行基準により執行しているものであるが、さらに、これを平成21年4月に市交際費の支出基準（以下「支出基準」という。）として明文化し、市交際費の支出区分およびその支出内容を以下の5つに分類している。

(ア) 御祝、会費等

市長（市長の代理による者を含む。）が、各種会議、総会、式典、懇談会等（以下「会議等」という。）に出席する場合および祝意等を表すことが適当と認められる場合に支出できるものとする。なお、会議等への出席に当たっては、原則として、当該会議等に会費の額が定められている場合はその額を、会費が定められていない場合は実費相当額を支出するものとするが、会議等が飲食を伴わない場合は支出しないものとする。

(イ) 香典、供花等

市政発展に寄与した者または市政関係者の葬儀、法要等に際し、弔慰を表すことが適当と認められる場合に支出できるものとする。なお、香典については、原則として1万円を上限とし、供花等については実費相当額とする。

(ウ) 見舞い

市政発展に寄与した者または市政関係者の病気，負傷，り災等に際し，見舞いの意を表することが適当と認められる場合に原則として1万円を上限とし，支出できるものとする。

(エ) 祈健闘，記念品等

市民または市民が所属する団体が，市費からの助成または補助等を得ることなく，市を代表して全国大会等に参加する場合および市政運営上必要と認められる来客への記念品等を購入する場合に支出できるものとする。

(オ) その他

以上のほか，市政運営上，市長が特に必要と認める経費については，その都度決定して支出できるものとする。

なお，本件生花代金について，市は，平成21年4月に公表された支出基準と同内容の内部執行基準に基づき執行している。

イ 市交際費の支出概要とその公開の状況

平成20年度における市交際費の支出概要は，下表のとおりである。

支出区分	件数	支出金額(円)
御祝，会費等	91	649,525
香典，供花等	25	317,000
見舞い	0	0
祈健闘，記念品等	32	1,048,385
その他	0	0
合計	148	2,014,910

なお，市は，交際費の執行状況および支出基準について，市ホームページにおいて公開している。

ウ 他の自治体における交際費支出の実情

本市を含めた中核市全41市の交際費の状況についてみると，予算計上はすべての自治体でなされており，さらに，すべての自治体で執行されている。そのうち本件の事例に類する職員の親族の葬儀に係る交際費の支出については，全中核市の約4割(39.0%)に当たる

16市が、何らかの対応を行っているが、約6割（61.0%）に当たる25市では、職員の親族の葬儀に際し、交際費からの執行を伴う対応を行っていない。

(3) 本件生花代金を市交際費から支出した事務手続と必要性・適法性・妥当性に関する市の認識

ア 本件生花代金の市交際費からの支出手続

市交際費の支出については、その経費の性質上、即時現金払いの必要性があるため、法第232条の5第2項、法施行令第161条第1項第17号、市会計規則第72条第1項第36号および同条第3項の規定により、一定額の資金の前渡を受けており、さらに、常時必要とする経費であることから、同会計規則第75条第2項ただし書の規定により、逡次繰越の措置を講ずるため、毎年度当初に起案する交際費の執行伺において、市長の決裁を受けている。そして、所要額ごとの市交際費に係る支出負担行為伺兼支出命令については、前年同時期の支出状況などを勘案し、少なくとも1か月は不足を来さないよう、月初めに所要額を決定し、市事務決裁規程第5条および別表第1に規定された当該事項の専決者である秘書課長の決裁を受け、資金前渡者に指名された同課長が、前渡金を受領・保管し、必要に応じて執行している。

そして、本件生花代金の額の決定から支出について、市は、葬儀によって生花の単価が、一律に税別1万円もしくは1万5,000円と定められている場合が多いことから、葬儀社に確認の上、生花代金の額を決定して発注し、後日、葬儀社からの請求に基づき、1万5,750円を指定の口座に振り込んでいる。

なお、平成18・19・20年度における職員の親族の葬儀に係る生花代金の支出状況については、18年度が、16件で24万4,500円、19年度が、15件で23万5,500円、20年度が、4件で6万2,250円となっているが、その支出手続も、本件生花代金の場合と同様である。

イ 本件生花代金を市交際費から支出することの必要性・適法性・妥当

性に関する市の認識

市は、交際費の定義については、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費であるとした行政実例等に基づき、地方公共団体の執行機関である市長が、市政の円滑な運営を図るため、市を代表し、外部のものとの社会通念上相当と認められる範囲内の交際を行い、それに要する経費であるとしており、市長が職員に対して慶弔等の見舞等を行うことを外部に対するものとみるのか内部に対するものとみるのかについては、必ずしも明確な判断の根拠等はないものの、旧自治省関係課の職員が編集に協力した月刊地方財務編集局編『地方公共団体歳入歳出科目解説』には、「このような慶弔等の見舞等は、私的な社会関係であることから、職員個人は外部とみることができる。(中略)したがって、こういったものに対する見舞金等は交際費から支出することができる。」という見解が示されており、従来から、その見解に従い、一定の職階の職員の配偶者・子・実父母・義父母が逝去した際には、当該職員に対して弔意を表するため、生花を贈り、それに要する経費を交際費から支出してきたものであり、このような取扱いは、社会通念上の儀礼の範囲内として必要かつ妥当なものであると認識している。

なお、市が、職員親族の葬儀に贈る生花を一定職階の職員親族に限定したことについては、過去の実績や交際の度合い等を踏まえ、社会通念上の相当性・妥当性を慎重に勘案して、厳正かつ適切に判断して定めたものであり、平成19年5月に現市長が就任後、本市の厳しい財政状況や市民感情にも、十分配慮して、交際費の支出範囲、金額等の見直しを図り、上記内部執行基準において、次長級以上の職員の配偶者・子・実父母・義父母が逝去した際に、生花を贈る旨の具体的指針を立て、その運用を図ってきたものであり、何ら違法性はないものと認識しており、本年4月には、市民への説明責任を全うするため、交際費の内部執行基準を明文化した支出基準を新たに定め、執行状況と併せて、市ホームページ上で広く公開している。

2 監査委員の判断

(1) 本件生花代金を交際費から支出したことの必要性・適法性・妥当性について

請求人は、市長または指示を受けた職員が、必要もないのに、交際費から本件生花代金を支出したことが、違法または不当な公金の支出にあたる旨主張しているので、まず、その点について検討する。

ア 市における交際費の必要性およびその支出基準について

地方公共団体における交際費は、法施行規則第15条第2項によって性質別に分類された歳出予算科目の中の第10節で規定されているのみで、他に法令上の規定は一切なく、交際費の定義や運用などについては、全く法解釈に委ねられているところであるが、行政実例等を参考に検討するに、地方公共団体の交際費は、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費であると解される。地方公共団体も、会社その他の団体と同様に、対外的な接渉や活動などを行う主体として社会的に存在するものであることは明らかであり、地方公共団体の執行機関である市長が、市政の円滑な運営を図るため、市を代表し、外部の者との社会通念上相当と認められる範囲内の交際を行い、それに要する経費を支出することは必要であり、当然に許容されるものであると認められ、その交際の内容や程度など具体的な対応は、合理的な裁量に委ねられているものと解される。

市は、交際費の支出については、上記のような基本的な考え方に基づき、「監査により認められた事実」(2)のアおよびイで明らかなどおり、平成19年5月に現市長が就任後、交際費の支出範囲、金額等の見直しを図るため、内部執行基準を新たに設け、平成21年4月には、これを明文化し、市のホームページに掲載する措置を講じており、その裁量が、恣意に流れることを自己抑制し、合理的運用が図られることを担保する対策がとられているので、相当かつ妥当なものがあると認められる。

イ 他の自治体における交際費支出状況との対比について

請求人は、交際費は不要とする自治体もあり、基本的には不要なものとして、廃止すべきである旨主張しているが、「監査により認められた事実」(2)のウで明らかなおおりに、本市を含めた中核市全41市の交際費の状況を考察するに、予算計上については、すべての自治体でなされ、執行されており、そのうち本件の事例に類する職員の親族に係る交際費の支出については、全中核市の約4割に当たる16市が、職員の親族の葬儀に当たり何らかの対応を行っている状況であることが認められ、その社会的必要性および効用を考えると、直ちに交際費が不要とまで断ずることはできず、現時点では請求人の上記主張は早計にすぎ、失当である。

ウ 本件生花代金を市交際費から支出することの必要性・適法性・妥当性およびその支出手続の合法性について

「監査により認められた事実」(3)のイで明らかなおおりに、市長が職員に対して慶弔等の見舞等を行うことを外部に対するものとみるのか内部に対するものとみるのかについては、必ずしも明確な判断根拠はないものの、月刊地方財務編集局編『地方公共団体歳入歳出科目解説』には、このような慶弔等の見舞等は、私的な社会関係であり、職員個人は外部とみられることから、職員に係る見舞金等は交際費から支出することができる旨の見解を示しており、行政実例および科目解説等を踏まえ、従来から、一定の職階の職員の配偶者・子・実父母・義父母が逝去した際には、当該職員に対して弔意を表するため、生花を贈り、それに要する経費を交際費から支出してきたものであり、このような取扱いは、市政の円滑な運営のため、社会通念上の儀礼の範囲内として必要かつ妥当なものであると言えよう。さらに、市では、これまでも、交際費の執行に当たり、個別・具体の事例ごとに、過去の実績や交際の度合い等を踏まえ、社会通念上の相当性・妥当性を慎重に勘案する中で、厳正かつ適切に対処してきたところであり、とりわけ、平成19年5月に現市長が就任後、本市の厳しい財政状況や市民感情にも、十分配慮して、交際費の支出範囲、金額等の見直しを図

り、内部執行基準において、次長級以上の職員の配偶者・子・実父母・義父母が逝去した際に、生花を贈る旨の運用に基づき、上記支出基準にのっとり交際費から支出しているものであり、その必要性・適法性・妥当性に何らの問題もないものと言えよう。

なお、本件生花代金に関して支出された市交際費の支出手続については、「監査により認められた事実」(3)のアで明らかなおり、市は、法第232条の5第2項、法施行令第161条第1項第17号、市会計規則第72条第1項第36号および同条第3項の規定により、一定額の資金の前渡を受け、資金前渡者に指名された秘書課長が、本件事象の発生により、葬儀社に生花代金の額を確認した上で発注し、後日、葬儀社からの請求に基づき、指定の口座に振り込んでおり、適正な事務手続により支出されていることが明らかであり、これらの点に何ら違法・不当は認められない。

(2) 本件公金支出における法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定違反の有無について

最後に、請求人は、本件公金支出について、法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定に違反するものがあり、違法な公金の支出である旨主張しているので、次に、この点について検討する。

請求人が主張する法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定は、地方公共団体が、その事務を行うに当たり、必要な経費を支出する場合、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという趣旨を規定しているものである。本件生花代金支払いに要した市交際費の公金支出については、前項までに論述しているところから明らかなおり、正当な理由で、適正な手続によって行われ、社会通念上相当と認められる範囲内の経費で最大の効果を挙げているものと認められ、前記各規定に違反するものは何ら見当たらず、違法・不当なものとは言えず、その支出が市に損害を与えたものとは到底認められないので、請求人の上記主張には何ら理由がないものと言わなければならない。

以上のことから、本件公金の支出に関して違法または不当な公金支出の事実があるとは認められない。

3 市長に対する監査委員の意見

本件住民監査請求に対する判断において、本件生花代金に係る公金支出に違法性・不当性は認められなかったものの、交際費は、職務執行上の必要な外部との交際に対し費消されるものであること、当該普通地方公共団体の利益のために使用されること、社会通念上の儀礼の範囲内の経費および程度であることが支出に当たっての妥当性の判断基準になると考えられるので、その支出に当たっては、これらの判断基準に則して裁量権を逸脱することなく、慎重に執行されるよう望むものである。

そのため、常に社会情勢の変化に配慮し、時宜に応じて支出基準を検証することが肝要であり、個別の支出については、他市の動向も参考にしながら、公益性が明らかで社会通念上の儀礼の範囲内の程度であることが確認できるようにするとともに、広く市民の理解を得るため、一層、情報公開に努めるなど透明性を確保し、疑義の生じることがないように対処されたい。